

平成20年度

# 社会保険事業計画

(案)

(抜粋)

社会保険庁

- ※1 今後、社会保険事業運営評議会の御議論を踏まえた上で、変更が有り得る。
- 2 各項目中の【目標】及び〔数値目標〕については、今後、厚生労働省から示されるものであり、変更が有り得る。
- 3 「Ⅱ 実施計画」中の下線部分が平成19年度社会保険事業計画からの主な変更・追加事項である。

## 事業運営方針

### 【年金記録問題への対応】

まず、公的年金の加入・納付記録に関し、国民の皆様には多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることについて、深くお詫び申し上げます。

平成20年度においては、この年金記録問題の対応について、平成19年7月に政府・与党で決定した方針に基づき、社会保険庁として職員一丸となって全力を挙げて取り組み、国民の制度・組織への信頼の回復を図っていく。

#### 1. 基礎年金番号への記録の統合関係

- ① すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）
- ② 「5000万件」の記録の内容の解明
- ③ 「1430万件」及び「36万件」への対応
- ④ いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ
- ⑤ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ
- ⑥ 共済過去記録の基礎年金番号への統合
- ⑦ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

#### 2. 相談関係

- ・ 「ねんきん特別便」送付に伴う年金相談体制の拡充

#### 3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

#### 4. その他

- ・ 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

### 【新組織への移行準備】

一方、平成19年6月、日本年金機構法が成立し、社会保険庁は、平成22年に廃止され、新たに公的年金の事業運営を担う「日本年金機構」を設立することとなった。

また、これに先立ち、平成18年に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、本年10月には、政府管掌健康保険の運営が社会保険庁から切り離され、これを担う全国健康保険協会が発足する。さらに、同月には、保険医療機関の指導監督等業務が地方厚生（支）局に移管される。

これら新たな組織が、意欲と能力のある人材によって構築され、確実な業務運営によりその責任をしっかりと果たす、国民に信頼される組織となるよう、その設立に向けた準備を鋭意進める。

## 【業務改革及びシステムの刷新】

また、平成16年より、「緊急対応プログラム」や「業務改革プログラム」等に基づき、各般の業務改革を実施してきたところであるが、全国健康保険協会及び日本年金機構の設立に向けて、社会保険の業務をできる限り高いレベルに引き上げるとともに、これら新法人における組織・業務運営が円滑に行えるよう、

- ・業務方法の見直し
- ・業務マニュアルの一層の整備
- ・業務の集約化の推進

に精力的に取り組むなど、更なる業務改革を進める。

社会保険オンラインシステムの刷新については、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づいて、計画的に取り組を進める。

## 【業務の適正かつ重点的な実施】

昨年には、厚生年金・健康保険の保険料の徴収に係る不適正事務処理が明らかとなった。

不正防止対策の充実を図るとともに、適用、保険料徴収、保険給付等の各事務については、厳に法令遵守を徹底し、適正に実施する。

なお、平成20年度においては、年金記録問題への対応を最優先として総力を傾注することとし、

- ① 厚生年金等の適用事務において、事業所調査は、必要性が高い調査対象を選定し、重点的・効率的に実施する、
- ② 国民年金保険料の保険料等収納事務において、民間委託（市場化テスト）の拡大、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、免除・猶予制度の利用促進、強制徴収等を進めることとしつつ、平成19年度の実施状況を踏まえた行動計画を策定する

など、業務にメリハリをつけながら、各般の課題に対応しつつ、各事務を遂行する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネットとしての役割を担う重要な制度であり、国民の信頼に応えられるよう、職員一人一人が組織内における自らの責任と役割を明確に自覚しながら、全力を挙げて各般の課題、業務に取り組む。

## 1. 年金記録問題への対応

【略】

## 2. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【略】

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

【数値目標】 重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る

【計画】

### ① 未適用事業所の適用促進

- ア 社会保険事務所・事務局毎に適用促進への取組目標や具体的なスケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた確実な取組みを推進する。
- イ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用して民間委託による文書・電話及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の的確な把握に努める。
- ウ 加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模（10人）以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施する。
- エ 重点的な加入指導を実施しても自主的に届出を行わない未適用事業所については、立入検査のうえ、職権適用を実施する。
- オ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。
- カ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

### ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。
- イ 平成20年4月の改正パートタイム労働法の施行を踏まえ、パート労働者等の適用の適正化については、喫緊の課題であることから、社会保険労務士等の民間委託の活用により、適用事業所におけるパート労働者等の適用促進のための巡回指導・説明を行う。
- ウ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう、事業所説明会や事業所調査において指導する。
- エ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。

- オ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- カ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。
- キ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めするなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- ク その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- ケ 新規適用事業所の取消については、事務処理マニュアルを策定し、全国的に的確かつ適切な事務処理を徹底する。
- コ 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に適用関係6手続（資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険住所変更届）について、磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請により行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。  
 ※ 平成20年度の適用事業所に対する事業所調査の実施割合については、当面、年金記録問題への対応を踏まえ、定量的な数値目標の設定は行わないが、事業所調査は年金記録問題にも直結する重要な業務であり、  
 (ア) 年金記録確認第三者委員会への未適用事業所に関する情報提供のための調査、  
 (イ) 被保険者からの確認請求に基づく調査、  
 (ウ) 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査、  
 (エ) 賞与支払届を提出しない事業主に対する調査、  
について確実に実施する。

### ③ 後期高齢者医療制度への被保険者等の円滑な移行

- ア 平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設され、政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者で、75歳以上の者と、65歳から74歳の者であって広域連合において一定程度の障害の状態である旨の認定された者については、後期高齢者医療制度の被保険者となることから、事業主に対し該当者の被保険者喪失届又は被扶養者（異動）届の適切な届出を行うよう指導する。
- イ 新制度への円滑な移行が可能となるよう、ターンアラウンド方式により事業主あて、該当者の被保険者喪失届又は被扶養者（異動）届の送付を実施する。

### ④ 厚生年金特例法施行への対応

- ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務先の事業主からの届出や保険料の納付が無かったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあつせんがあった場合は、法令に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。
- イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、法令に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。

		20年度計画	18年度実績	
計画数値	・訪問勸奨実施事業所数 厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	28,961所	
	・重点加入指導実施事業所数 厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	6,786所	
	・事業所調査効果件数 [資格得喪関係] 厚生年金保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	48,440件	
		政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	40,212件
	[標準報酬月額関係] 厚生年金保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	71,053件	
		政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	69,562件
	見込数値		20年度見込	18年度実績
		・新規適用事業所数		
厚生年金保険		101,000所	80,059所	
政府管掌健康保険		99,000所	78,973所	
船員保険		140所	194所	
・全被保険者資格喪失事業所数				
厚生年金保険		38,000所	41,634所	
政府管掌健康保険		38,000所	40,790所	
船員保険		200所	205所	
・適用事業所数				
厚生年金保険		1,714,000所	1,681,355所	
政府管掌健康保険		1,581,000所	1,548,534所	
船員保険		6,100所	6,237所	
・賞与支払事業所数(年度延数)				
厚生年金保険	1,878,000所	1,917,570所		
政府管掌健康保険	1,583,000所	1,627,092所		

船員保險	4,000所	4,131所
・資格取得被保險者数		
厚生年金保險	8,156,000人	7,254,341人
政府管掌健康保險	5,367,000人	4,930,497人
船員保險	25,000人	25,735人
・資格喪失被保險者数		
厚生年金保險	6,854,000人	6,448,290人
政府管掌健康保險	4,716,000人	4,555,635人
船員保險	26,000人	26,848人
・被保險者数		
厚生年金保險	34,885,000人	33,794,056人
政府管掌健康保險	19,910,000人	19,501,172人
船員保險	61,000人	63,499人
・被扶養者数		
政府管掌健康保險	16,195,000人	16,437,136人
船員保險	88,000人	97,657人

### 3. 保険料等収納事務に関する事項

#### (1) 国民年金の収納率の向上

【略】

#### (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率<sup>※</sup>

厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

【計画】

#### ① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再び口座振替不能とならないように指導する。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

#### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 各社会保険事務局・社会保険事務所の徴収対策については、行動計画目標及び実施方針を策定し、それに基づく具体的な取組等を徴収対策会議において決定した上、確実な取組を推進する。

イ 滞納となった事業所に対しては、滞納の早期解消を図るために速やかに保険料の納付督促を行って、確実な徴収と滞納の長期化の防止に努める。

ウ 滞納整理に当たっては、滞納事業所に関する情報（倒産、不渡等）の早期把握に努めるとともに、十分な財産調査を行った上、適正・的確な滞納処分を徹底する。

エ 長期又は大口となった滞納事業所に対しては、その滞納整理状況等を十分に分析し、徴収対策を検討した上、計画的に滞納整理を実施する。

オ 滞納整理は、徴収調査支援システムを活用し、効率的かつ的確に実施する。

カ 滞納整理に当たっては、通知（平成19年8月13日付庁保険発第0813001号「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」及び平成19年12月26日付庁文発第1226001号「適正な差押えのオンライン入力処理の徹底について」）等に基づき、適正な事務処理の徹底を図るとともに、不適正な事務処理の再発防止に努める。



### ③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出（7グループ19届出）の受付を行う。

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ グループ申請（電子申請）の利用促進

・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。（7グループ19届出）

		20年度計画	18年度実績
計画数値	・差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	15,613件
	・滞納事業所数	前年度を下回る	108,070件
	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	1,452件
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	3,193件
		20年度見込	18年度実績
見込数値	・保険料等収納額		
	厚生年金保険	225,790億円	209,834億円
	政府管掌健康保険	67,724億円	66,403億円
	船員保険	590億円	621億円
	児童手当	1,967億円	1,358億円
	・保険料等調定額		
	厚生年金保険	229,385億円	212,612億円
	政府管掌健康保険	69,088億円	67,752億円
船員保険	636億円	670億円	
児童手当	1,973億円	1,365億円	

## 4. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

【略】

(2) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内

【計画】

### ① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成19年度における達成状況の公表は平成20年5月目途）

### ② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

### ③ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

		20年度見込	18年度実績
見込数値	・ 現金給付費 健康保険	2,971億円 (平成20年9月までの半年分の数値)	5,516億円
	船員保険	54億円	55億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.41日	1.42日
	船員保険	6.55日	6.44日

## 5. 社会保険オンラインシステムの見直し

【略】

## 6. 広報、情報公開、相談等に関する事項

### (1) 広報活動の推進

【目標】社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

【数値目標】生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の35%以上とする。

#### 【計画】

#### ① 社会保険事業の効果的な広報

ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。

- ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
- ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
- ・ 11月を「ねんきん月間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等と連動した広報活動を展開

イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。

- ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
- ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
- ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
- ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
- ・ インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
- ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
- ・ 政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報

ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進

エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成20年度版を作成し、これらの広報素材を元に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。

オ 年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。

カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。

キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。

## ② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育を、年金教育推進協議会の活用、教育関係機関との協力・連携を図ることにより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する。また、教師による生徒向けの年金セミナーの実施を拡大するため、教師の年金セミナーへの参加を推進する。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的に開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。  
 ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載  
 ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・ ホームページアクセス数	8,500万件	8,086万件
・ 新聞広報の接触率	前年度を上回る	30.1%
・ 年金セミナー		
中学・高校生対象	35%	32.1%
大学生対象	前年度を上回る	23セミナー

(2) 年金相談等の充実に関する事項

【略】

(3) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

〔数値目標〕 個人情報保護研修受研率：100%

【計画】

① 個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、引き続き、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。さらに、端末操作に当たり、新たに生体情報認証を導入することにより、アクセス制御の厳格化を図る。
- イ 平成17年4月から施行された行政機関個人情報保護法に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。
- ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。
- エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

② 情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・個人情報保護研修受研率	100%	99.9%
	20年度見込	18年度実績
見込数値		
・レセプト開示件数	4,200件	6,172件
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
・情報公開法に基づく開示請求件数		
本庁分	63件	63件
地方分	3,980件	7,959件

## 7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

### (1) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

・ 政府管掌健康保険：内容点検 439円以上 外傷点検 218円以上

（平成20年9月までの半年分の数値）

・ 船員保険：内容点検 1,279円以上 外傷点検 1,353円以上

#### 【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。

イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。

ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。

エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。

オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。

カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。

イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確な債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、被保険者へお知らせする高額査定通知については適正に実施する。

#### ④ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進について、あらゆる機会を通じて、被保険者に対する周知広報を実施する。

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検）	1,002円	2,012円
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
見込数値	20年度見込	18年度実績
・医療給付費 健康保険	16,365億円	37,242億円
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
船員保険	204億円	204億円
・医療費通知件数 健康保険	19,826,000件	28,109,378件
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
船員保険	63,000件	64,781件
・負傷原因照会件数	175,000件	344,578件
・求償件数 健康保険	52,000件	125,975件
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
船員保険	710件	721件
・求償決定額 健康保険	2,807,000,000円	6,929,294,495円
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
船員保険	49,000,000円	55,275,397円
・レセプト点検効果額総額 (平成20年9月までの半年分の数値)		
健康保険（内容点検）	8,712百万円	17,052百万円
（外傷点検）	4,321百万円	8,466百万円
（資格点検）	19,906百万円	39,134百万円

## (2) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

### 【計画】

#### ア 被保険者に対する健診及び保健指導の実施

- ・被保険者に対する一般健診（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査（※）、がん健診、肝炎ウイルス検査等を含む）等の実施  
※ 40歳以上74歳までの被保険者に対し、一般健診においてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目（腹囲、LDLコレステロール等）を実施。
- ・健診機関毎の健診契約の実施
- ・保健師による事業所訪問等での保健指導（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導（※）を含む）の実施  
※ 特定健康診査の結果に基づき、腹囲（男性85cm，女性90cm）や追加リスク（血糖値，脂質，血圧）の多少及び喫煙率の有無等により、動機付け支援対象者（初回面談及び6ヶ月後の評価）と積極的支援対象者（初回面談及び6ヶ月間の継続的支援）に対象を区分し、保健指導を実施。

#### イ 被扶養者に対する健診及び保健指導の実施

- ・40歳以上74歳までの被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施
- ・契約取りまとめ機関と保険者グループとの集合契約により、特定健康診査（特定保健指導）実施契約を実施（※）  
※ 従来より市町村が行ってきた老人保健法に基づく老人基本健康診査の契約形態（市町村と地域医師会等との健診実施契約の方式）を活用し、政管健保と健康保険組合等が共同し地域医師会等と特定健康診査等の実施契約を結ぶ。

#### ウ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上

- ・平成20年度の特定健康診査等の実施目標を達成するため、年度前半においても、年間の特定健康診査等実施率を目標とした事業を実施する。
- ・被保険者については現行の健診機関契約を拡充していくとともに、被扶養者については受診券（利用券）を交付し、今までと同様に地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、なじみやすく、受診しやすい健診とする。



(参考)

○国の基本方針（案）で示された実施率

・平成24年度において、特定健康診査70%、特定保健指導45%

○平成20年度の実施率目標

項目	区分	制度	健診の種別	実施率※1
特定健康 診査	被保険者	政管健保	一般健診 ※2	40%以上
			事業主健診からの情報提供 ※3	20%以上
		船員保険	一般健診	40%以上
			船員健康証明からの情報提供 ※4	20%以上
	被扶養者	政管健保	——	40%以上
		船員保険	——	35%以上
特定保健 指導	被保険者	政管健保	——	28%以上
		船員保険	——	20%以上
	被扶養者	政管健保	——	20%以上
		船員保険	——	20%以上

※1 特定健康診査の実施率は、40歳以上74歳までの加入者に対する、特定健康診査を受診した者（又は健診結果を保険者が取得した者）の割合である。また、特定保健指導の実施率は、特定健康診査を受診した者でメタボリックシンドローム予備群該当者と判定された者に対する、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）を実施した者の割合である。

※2 特定健康診査の実施率として反映されるのは、40歳以上74歳までの一般健診受診者数である。

※3 事業主健診は、労働安全衛生法に定められ事業主に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

※4 船員健康証明は、船員法に定められ船舶所有者（事業主）に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

エ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康管理保健師等の活用による健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会（電話相談を含む）等の事業を実施。
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導等の健康づくり事業等の実施

オ 保険者協議会等における医療費分析、他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

	20年度計画	18年度実績
計画数値	・健診実施者数	
	健康保険(40歳以上被保険者)	3,267,977人
	船員保険(40歳以上被保険者)	15,254人
	・事後指導実施者数	653,864人
	・特定健診実施者数	
	(健康保険)	
	被保険者：生活習慣病予防検診	2,437,000人
	(参考) 事業主健診からの情報提供	1,218,500人
	被扶養者：	578,000人
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
	(船員保険)	
	被保険者	16,060人
	(参考) 船員健康証明からの情報提供	8,030人
	被扶養者：	11,860人
	・特定保健指導実施者数	
	(健康保険)	
	被保険者：	185,400人
	被扶養者：	28,800人
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
	(船員保険)	
	被保険者	1,740人
	被扶養者	860人

(3) 保健・福祉施設事業の実施  
【略】

## 8. 業務全般に関する事項

### (1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。

- ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上

注) アンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

#### 【計画】

#### ① 分かりやすい情報提供

- ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況や記録問題の進捗状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。
- イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。
- ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。

#### ② 窓口サービスの改善

- ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。
- イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。
- ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、民間の調査機関による窓口サービス実態調査（いわゆる覆面調査）を継続的に実施する。

#### ③ 分かりやすい通知書等への見直し

- ア 平成18年10月から、全国的に統一した業務マニュアルの運用を開始し、各種届出の様式等の統一化を図ったところであるが、更に、各種通知書や申請書等を分かりやすく、また、記入しやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った見直しを行う。
- イ 通知書等の見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づいて行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

④ 業務品質の向上及び標準化

- ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。
- イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。
- イ 事業改善法の関係規定の施行（平成23年4月）に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。

⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

- ア 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。
- イ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した社労士代行申請の場合、事業主の電子証明書について、ID・パスワードに代替できることについて周知を行う。
- ウ 被扶養者（異動）届を磁気媒体届書作成プログラムに追加し、健康保険被保険者証の交付に要する期間を短縮する。

⑦ 社会保障カードの検討

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード（仮称）」については、「電子私書箱（仮称）」（内閣官房、総務省、厚生労働省及び関係府省）の検討と連携しつつ、厚生労働省内において検討されているところであり、社会保険庁においても関係部局とも連携し検討を進める。

## (2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。

### 【計画】

#### ① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。
- エ 公共調達審査会、契約審査会及び第三者機関である公共調達監視委員会において、競争契約及び随意契約の事後審査を的確に実施する。
- オ 業務に使用する帳票等については、インターネットを活用した受発注システム（管理換WEB）を円滑に運用して適正な在庫管理を行い、調達コストの削減に努める。
- カ 予算執行に関する事業単位コードを活用し、適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理の一層の効率化及び職員のコスト意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。

#### ② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、随意契約等調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況、指摘事項の改善状況等に重点をおいて実施する。  
なお、抜き打ち監査（事前通告なしの会計監査）については、現金亡失等の事故防止策として、引き続き実施する。
- イ 本庁の会計監査官とブロック担当事務局に配置された会計監査を担当する地方社会保険監察官とが連携しながら、ブロック局管内の会計監査を効果的に実施する。

#### ③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。
- ウ 平成20年度から、予算書・決算書については、政策評価上の政策ごとに予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価における政策とを原則として対応させる見直しを行う。

計画数値	・ 競争入札割合 100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
	・ 調達コストの削減 調達計画額の10%以上を削減

### (3) 組織の改革

【目標】 全国健康保険協会及び地方厚生（支）局への業務の移管に伴う組織改編、人員体制の整備及び社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。

#### 【計画】

- ① 全国健康保険協会及び地方厚生（支）局への業務の移管  
平成20年10月の全国健康保険協会の設立及び保険医療機関の指導監督等業務の地方厚生局（支）局への業務の移管に伴う、人員の円滑な移行及び移行後の組織の改編、人員体制の整備
- ② **ガバナンスの強化**
  - ア 本庁による全国統一的な業務管理
    - ・全国的に統一した業務マニュアル（平成18年10月～）の精緻化・拡充
    - ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速な対応を図る。
    - ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化
    - ・社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程の廃止及び全国統一的な事務処理規程の策定・実施（平成20年4月～）
  - イ ブロック単位での広域的な取組の推進
    - ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局（ブロック担当事務局）を位置づけて、ブロック単位の活動を推進（平成18年4月～）
    - ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施（平成18年10月～）
    - ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整の推進（平成19年4月～）。
    - ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
    - ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り
  - ウ 数値による事業管理の推進
    - ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価
    - ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）
  - エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上
    - ・管理職員にふさわしい人材の登用
    - ・各組織における上司と部下の対話ミーティング
    - ・管理職員に対する研修
  - オ コンプライアンス（法令遵守）の推進
    - ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度（平成16年10月～）
    - ・外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口（平成18年6月～）
    - ・弁護士による内部通報の外部窓口（平成20年春）
    - ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会
    - ・各社会保険事務局の法令遵守委員会（平成18年7月～）
    - ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者（平成17年2月～）
    - ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
    - ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用

- ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）
- カ 開かれた組織運営
  - ・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るため、本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）
  - ・各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について広く地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を受け止め、サービスの改善を図るため、地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）
- キ 監察機能の強化
  - ・事務所監察においては、不適正事案の発生を踏まえ、法令に基づかない不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査をさらに充実させるとともに、再発防止に向けた改善対策の確認及び指導を強化
  - ・民間から任用した特別社会保険指導官の専門的知識を活かした監察内容の充実
  - ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
  - ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

### ③ 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導の人事を推進
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事を実施
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を拡大
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇任と合わせた研修制度を実施
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等を推進し、人材を育成
- ・本庁と事務局間及びブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の推進
- ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

### ④ 人材の育成

業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。

- ・社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図る。
- ・社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるために、ステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設する。
- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。
- ・社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による通信研修を実施する。

#### ⑤ 人事評価制度の推進

全職員を対象とした人事評価制度の実施（平成19年4月～）を通じ、上司と部下のコミュニケーションの向上を図ることにより人材育成・業務改善につなげ、組織全体のパフォーマンスの向上・業務の一層の効率的・効果的な遂行を図る。

#### ⑥ 職員の意識改革の推進

- ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。
- イ 内部改善提案制度（平成16年10月～）により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。
- ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。
- エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・接遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

#### ⑦ 本庁の体制強化及び社会保険事務所の内部組織の標準化の推進

- ア 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。
- イ 平成20年10月の全国健康保険協会への業務移管に伴い、本庁内部部局については、医療保険課の廃止、総務部サービス推進課の運営部への移管の組織改編を行う。
- ウ 平成20年10月の全国健康保険協会への業務移管及び保険医療機関の指導監督等業務の地方厚生局への移管に伴い、各地方社会保険事務局において、保険課と年金課を統合して運営課を設置する等の組織改編を行う。
- エ 社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進めるとともに、平成20年10月までに、社会保険事務所の庶務課を他課に統合する。

#### ⑧ 業務の集約化及び外部委託の拡大

- ア 健康保険・厚生年金保険・国民年金適用業務、国民年金保険料業務、健康保険給付業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。



※ 健康保険給付業務については、「9. 全国健康保険協会への移行に関する事項」の「(1) ②のア」を参照。

イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。

ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、185カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成19年度：95カ所）。

⑨ **社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化**

社会保険庁LANの更改を平成20年4月に実施するとともに、窓口装置（WM）を庁LAN端末としても利用できるようにすることで、庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。

## 9. 全国健康保険協会への移行に関する事項

【目標】平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や被保険者サービスの向上など必要な体制づくりを進めるとともに、システム開発など必要な準備を進め、健康保険事業を円滑かつ確実に移行させる。

### 【計画】

#### (1) 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくりの推進

##### ① 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

- ア 政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県毎の運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。
- イ 政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県毎に事業主・被保険者から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からの意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。
- ウ 健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員（健康保険サポーター）制度を実施する。

##### ② 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

- ア 健康保険給付、任意継続被保険者業務については、都道府県単位で、郵送の受付・審査・入力・決定・支払等の業務の集約化を推進するとともに、全国的な業務の標準化や外注化を推進する。
- イ 健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくても手続きが完結できる環境整備を図る。

##### ③ 保健事業の充実

保健事業については、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の義務化に適切に対応するとともに、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図る。（詳細は、「7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(2) 保健事業の実施」を参照）

##### ④ 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。（詳細は、「7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(1) 健康保険の医療費の適正化」を参照）

## (2) 健康保険業務の円滑な移行

### ① 全国健康保険協会システムの開発・移行

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発・テスト、データ移行を確実に進め、システムの円滑な移行を図る。

### ② 業務の移管の準備と円滑な移行

健康保険業務の円滑かつ確実な移行を図るため、必要な広報を実施し、事務所の設営、マニュアルの作成、研修などを実施するとともに、被保険者証の切替や新たな組織やシステム等に対応した業務実施体制づくりなど必要な準備を進める。

また、社会保険健康事業財団で行っている保健事業について、全国健康保険協会に円滑かつ確実な移行を図るため、必要な準備を進める。

## (3) その他

船員保険制度については、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」により、平成22年1月から船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合、職務外疾病部門及び船員の独自給付部門は全国健康保険協会に移管することから、業務の円滑な移行を図るため、システムの構築や必要な調整等の準備を進める。

## 10. 日本年金機構の設立準備等

【目標】平成22年1月の日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。

### 【計画】

#### (1) 基本方針の策定

年金業務・組織再生会議の意見を踏まえ、政府として基本方針を策定する。

#### (2) 機構への円滑な移行のための準備

設立委員による機構の設立準備が円滑に進むよう以下の点を始めとする各般の準備作業を進める。

##### ① 機構の組織体制等の検討

機構の組織体制、諸規程等の案を作成し、設立委員会で検討する。

##### ② 間接業務システムの開発

機構の内部管理業務（人事・給与、会計、旅費業務等）を的確かつ効率的に処理するための間接業務システムの開発を進める。

##### ③ 機構への財産の出資

機構の業務遂行に必要な財産を国から機構に出資するために必要な不動産の境界の確定、地積測量等を行う。

##### ④ 事務所に係る準備

機構の本部やブロック組織の事務所の場所の選定や入居に向けた準備を行う。

##### ⑤ 健康保険組合の設立準備

機構の設立と同時に設立される健康保険組合の設立に必要な準備を行う。

##### ⑥ ①から⑤までの事項のほか、機構において組織及び業務の運営を的確に行うための措置について検討し、所要の作業を進める。

#### (3) 職員の採用のための準備

設立委員会において労働条件及び採用基準を決定した後、職員に対し希望の確認を行い、長官から設立委員に対し名簿の提出を行う。設立委員会において、審査の上、採用予定者を決定する。

#### (4) 機構の業務の実施方法に関する検討及び準備

① 法人化に伴う業務方法の見直し、国と法人の分離に伴う基本通達の整理、業務マニュアルの改定の作業を進める。また、集約事務センターの具体化の検討を行う。

② 国が機構に委託して行う業務のうち、年金受給権の裁定、保険料額の調定、納入告知などについての国の決裁事務処理を行うためのシステム開発を行う。